

中学校部活動地域展開だより No 1

横手市教育委員会 教育指導課 ☎0182-35-2123

目指す姿

将来にわたり 子どもたちが身近で

スポーツ・文化芸術活動を親しむことができる環境づくり

本市の方針

- 適正な運営により、生徒の健やかな心身の成長を図る
- 教師の負担軽減を図り、より生徒に向きあえる環境作り
- 地域の実情を踏まえた、持続可能で多様な環境づくり
- 生徒、保護者、地域の主体的な取組を通して「みんなの力で未来を拓く 人と地域が燦くまち」作りに貢献する
- 学校と地域が連携・協働し、横手市のスポーツ・文化芸術の発展・創造を主体的に形成していく

子どもたちの活動の場の地域展開

ニーズに応じた選択肢の拡充

- ★多様性×持続性
- ★「学校教育の一環から生涯学習の一環へ」⇒部活動観の転換

中学校保護者説明会実施しました

新年度、4月に開催されるPTA総会の機会に、各中学校を訪問させていただき、部活動地域展開等について「保護者説明会」を開催しました。次のような内容を説明いたしました。

地域展開の背景・経緯

- 部活動地域展開は学校教育活動から地域スポーツ・文化芸術活動団体が行う活動にしていく環境整備を進める事
- 国・県はR5～7年度を推進期間としており、本市でもまずは休日の部活動から体制が整ったところから進める
- 部活動が一斉になくなるのではなく、当面は平日の部活動と地域クラブが併存していく

横手市における取組・方向

- ◎学校での学びを広げ・深めながら「新たな学びを創る」機会と捉えて推進する
- ◎休日の部活動を段階的に地域展開するが地域の実情に柔軟に応じる。平日は状況を確認し進める
- ◎生徒・保護者の負担軽減や支援体制の整備、教師の兼職兼業の事業整備を進める

地域展開推進計画

- 部活動 → 地域連携（合同部活動or拠点校部活動）
→ 地域展開（地域クラブ化）
- 横手型展開 A～F（地域連携は地域クラブ化を目指す）
- 地域クラブ展開手順・地域クラブ運営ガイドライン
- 地域クラブ認定制度（認定クラブへの7つの支援）

地域展開の状況、推進協議会の設置

- ◆運動部⇒ジュニアハイ陸上競技教室・剣道稽古会
バドミントンジュニアスポーツ少年団
- ◆文化部⇒地域連携・展開はしていない
- ◆「横手市部活動地域展開等推進協議会」の開催
第1回 5月8日（木） 推進委員18名



まとめ

- ★将来にわたり子供達の活動機会確保やニーズの拡大を行うこと
- ★地域の実情をふまえ可能なところから地域展開していくこと
- ★地域クラブに関わりたい教職員は兼職兼業の手続きにより可能
- ★「推進協議会」を柱に地域団体と学校の連携し、活動を支援

※別添の説明会配布資料をご覧ください。

横手市が取り組む部活動地域展開

1

子どもたちの活動
の場の地域展開

ニーズに応じた
選択肢の拡充

1 部活動地域移行の背景・経緯

2

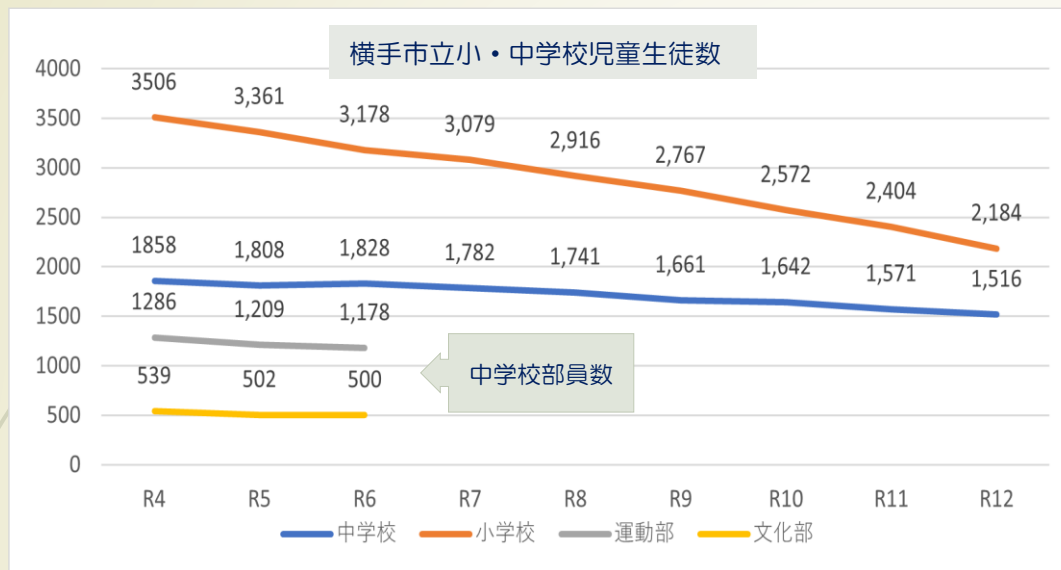
【国や県の動向】

- 少子化が進み部員数の減少、それに伴い教職員も減少する傾向にあり、適正な部活動顧問の配置が困難な状況となり、これまでの体制での運営が難しい。
- 経験の有無・意思に関わらず顧問を務めるなど、教職員の働き方改革を進める中、部活動指導においても負担軽減を図る必要があります。
- 国のスポーツ庁・文化庁において、「部活動の地域移行に関する検討会」が設置され、検討を進め「部活動と地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。
- 生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができ、またニーズに応じた多様な活動機会の確保を目指し、地域との連携・協働、移行・展開の方向が示されました。
- 令和5～7年度を部活動地域移行推進期間とし、まずは休日の部活動から段階的に移行していくこととなりました。

※新たに前期R8～R10、後期R11～R13の6年間を次期改革期間とするとR6.12月に発表

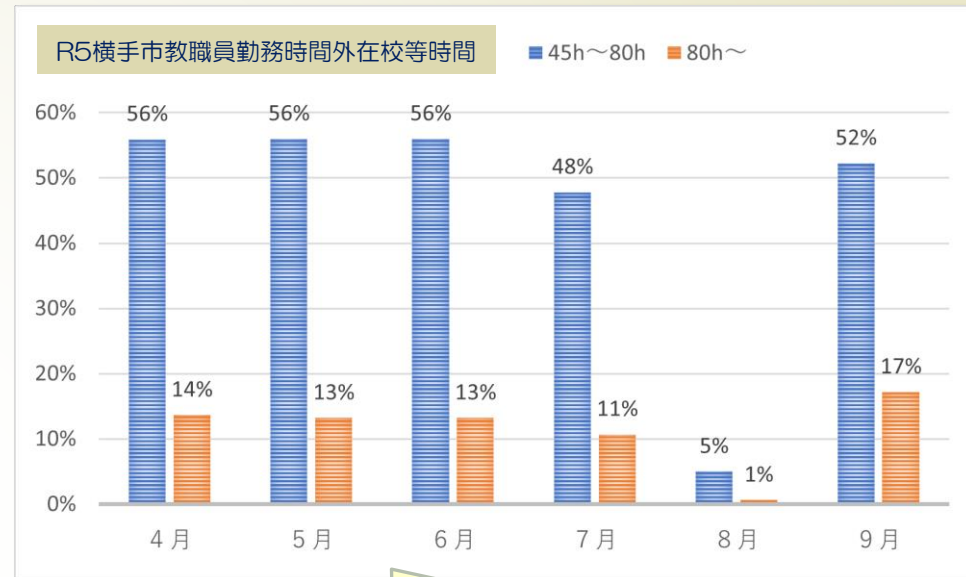
- 「中学校部活動の地域移行（展開）」は、部活動を学校の教育活動から、地域のスポーツ・文化芸術活動団体が行う活動に展開していくための環境整備を進めるものです。
- 国の方針は令和5年度から3年間を推進期間としており（県もそれを原則としている）横手市でも、まずは休日の部活動について、学校や地域と連携を図りながら、体制が整ったところから段階的に進めていきます。
- 中学校の部活動がなくなるということではなく、当面は平日の部活動はこれまでどおり活動します。部活動と地域クラブ・団体が併存していくことになります。

1 部活動地域展開の背景・経緯



- ◆少子化が進み、部活動加入者が減少
- ◆部活動設置数はあまり変わっていない（合同チームあり）
- ◆教職員の配置数の減少に伴い、適正な顧問の配置が困難
- ◆専門性のある指導者の不足や競技経験の有無に関わらず担当
- ◆部活動指導員や外部指導者（コーチ）の確保が困難
- ◆生徒・保護者のニーズ（指導の専門性や多様な種目）
- ◆部活動指導の負担軽減は教師の働き方改革推進のひとつ

横手市の現状



☆「部活動指導」が教員の時間外勤務の大きな要因のひとつ

☆「教職員が実感できる多忙化防止計画 2021（横手市教育委員会）」

目標

「全教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間で360時間以内とする」

☆労働基準法では

「時間外勤務時間は、複数月平均して80時間以内であることが求められている」

2 横手市における部活動地域展開推進計画 横手市の方針

4

目指す姿

将来にわたり 子どもたちが身近で スポーツ・文化芸術活動を
親しむことができる環境づくり

子どもたちの活動の場
の地域展開

ニーズに応じた選択肢の拡充

【方針】

- 生徒のバランスのとれた生活や健やかな心身の成長を目指し、**学校部活動の適正な運営**や効率的・効果的な部活動の在り方を見直す。
- 生徒の望ましい成長を保障できるよう、**学校と地域の実情を踏まえた適正な運営**を目指し、**持続可能で多様な環境づくり**を進める。
- 学校部活動の指導・運営に係る望ましい体制の改善を進め、教師の負担軽減を図るとともに、**より生徒に向き合える環境**をつくる。
- 生徒や保護者、地域の主体的な参加・取組を通して「**みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち**」づくりに貢献する。
- 部活動の**教育的意義・役割**は地域クラブにおいても**継承・発展**するよう、学校と地域連携を進め、**横手市のスポーツ・文化芸術の発展**を主体的に形成していく。

【取組・方向】

- ◎部活動地域展開は、学校での学びをより深めたり広げたりしながら「**新たな学びを創る**」**機会**と捉え、進めていく。
- ◎展開可能な地域や種目から、**休日の学校部活動を段階的に展開**する。
- ◎令和7年度までを推進期間とするが、連携・協働に時間を要する場合があるなど、地域の実情に応じて進める。
- ◎平日の地域展開は、**休日の進捗状況や活動状況を確認**しながら無理をせずに行う。
- ◎地域のスポーツ・文化芸術活動の**機会の確保**や**生徒のニーズに応じた活動の充実**を図り、その進捗状況の周知に努める。
- ◎**生徒・保護者の負担軽減**や**支援体制の整備**と**教師の兼職兼業**の事業整備を進める。

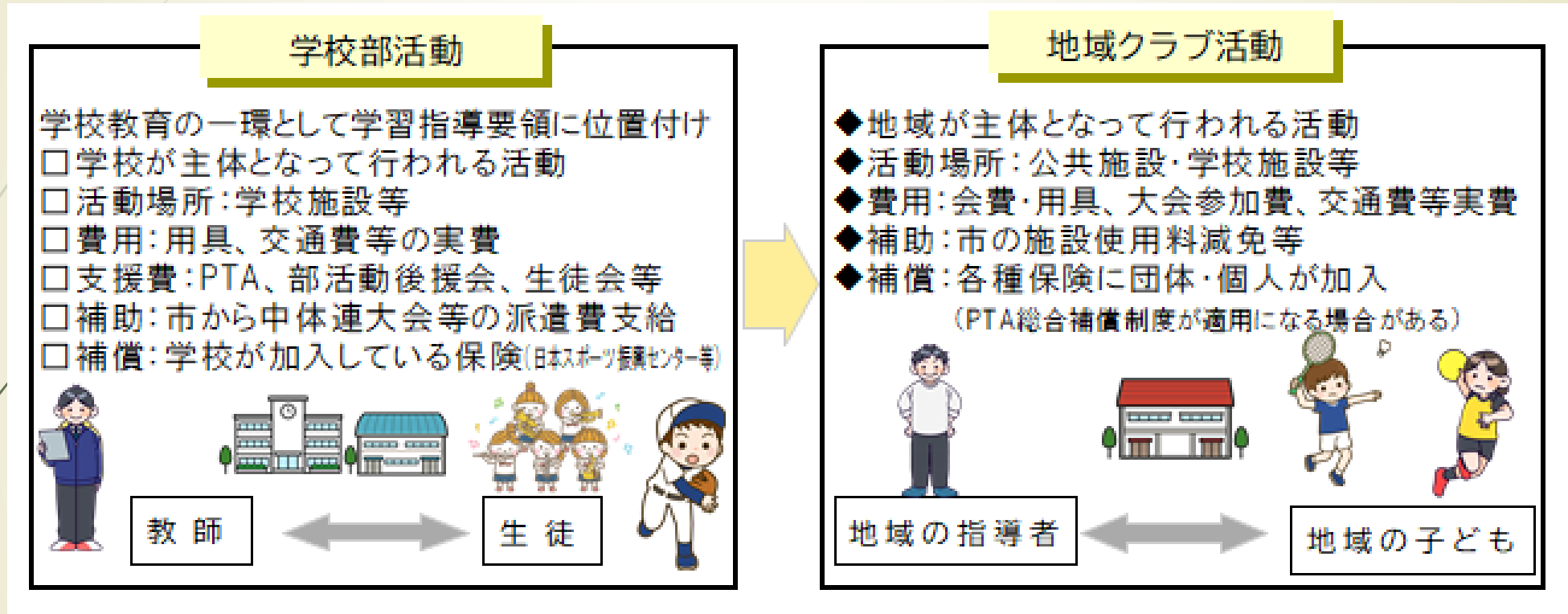
多様性×持続性

学校教育の一環⇒生涯学習の一環へ部活動観の転換

2 横手市における部活動地域展開推進計画

5

学校部活動と地域クラブ活動のちがい



- ・ 学校教育の一環 (学校管理下)
- ・ 指導者: 教師、部活動指導員、外部コーチ
- ・ 学校単位で中学校体育連盟に加入

- ・ 学校管理下ではない
- ・ 指導者: 日本スポーツ協会等の公益財団法人の認定資格を有す指導者、部活動指導員
兼職兼業の許可を得た教師
- ・ クラブごとに中体連大会参加認定申請 (毎年度)

2 横手市における部活動地域展開推進計画 学校部活動の地域連携と地域クラブへの移行イメージ

6

	学 校 部 活 動
位置付け	学校教育の一環(教育課程外)
運営主体	中学校(学校管理下)
活動種目	学校が選択して設置
活動場所	主に当該校施設
参加範囲	原則当該校生徒
指導者	当該校の教師、部活動指導員、外部コーチ
費 用	用具、大会参加費の実費
補 償	災害共済保険給付日本スポーツ振興センター 児童・生徒・PTA総合補償制度



学校部活動の地域連携

合同部活動 拠点校部活動

位置付け	学校教育の一環(教育課程外)
運営主体	中学校(学校管理下)
活動種目	関係校や拠点校で選択して設置
活動場所	関係校や拠点校施設
参加範囲	関係校生徒、拠点校部活動参加生徒
指導者	関係校教師、拠点校教師、部活動指導員等
費 用	用具、大会参加費の実費
補 償	災害共済保険給付日本スポーツ振興センター 児童・生徒・PTA総合補償制度

地域
展
開

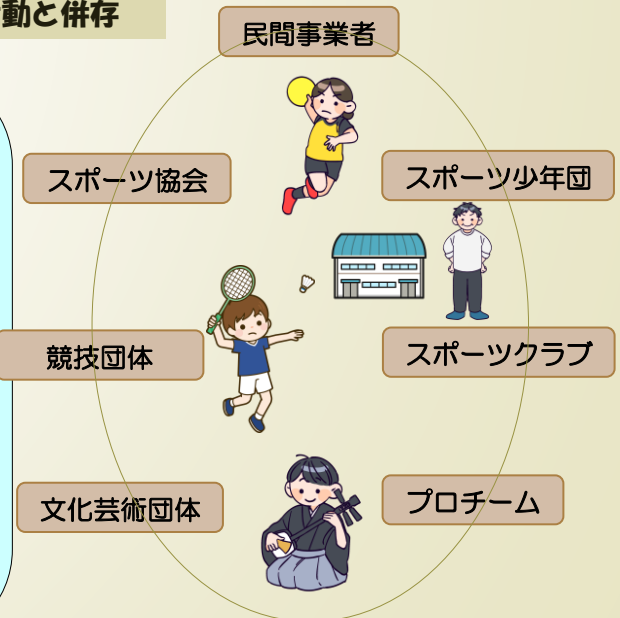
学校部活動の地域クラブ化

位置付け	生涯学習(スポーツ・文化芸術)の一環
運営主体	多様な組織・団体(協会、連盟、クラブ、スポ少、民間事業者等)
活動種目	部活動種目の他、多様な種目を設定
活動場所	学校・社会教育・公共スポーツ・文化施設等
参加範囲	地域の児童生徒(多様な世代と一緒に活動も含む)
指導者	地域の指導者(一部 教師の兼職兼業 を含む)
費 用	会費、大会参加費、交通費等(指導者謝礼、運営費含)
補 償	各種保険に加入(個人賠償責任保険を含む)

実情に応じ、休日の活動を移行 当面は、部活動と併存



- ◆活動人数の確保、練習内容の拡大・充実、質の高い活動
- ◆専門性を有する指導者による効果的・効率的な活動
- ◆教師の負担軽減
- ◆希望する部活動が学校にない生徒のニーズに応える
学校の学び・体験を発展・継続
- ◆多様な世代との交流により豊かな体験、将来にわたって活動



2 横手市における部活動地域展開推進計画 横手型展開モデル

7

横手型 地域展開モデル			
区 分	月 ～ 金	土 ・ 日（祝日）	クラブ・団体等(例)
A 学校部活動と既存団体が連携	 各中学校で活動・練習	 連盟・協会・団体主催の 練習会・講習会に希望参加 (入部していない生徒も可)	○横手市陸上競技協会 ○横手市剣道連盟 ・横手市柔道連盟 ・横手地区吹奏楽連盟 など ⇒地域クラブへ段階的展開
B 学校部活動種目にはない既存団体	 スポーツ少年団に新規または継続入団して活動		○横手市バドミントン スポーツ少年団
C 学校教育活動と地域の文化芸術 団体等が連携	各教科・総合学習等で体験学習 文化・芸術団体に入会し 他の会員とともに活動	 文化・芸術団体に入会し 他の会員とともに活動	・岡本新内伝承会 ・浅舞絞りクラブ ・よさこい活動 など
D 市スポーツ協会登録団体	 登録団体に入団して活動		・ハンドボール ・ゴルフ ・武道 など
E クラブチーム・道場・教室 企業・民間事業者・団体	中学校で活動・練習 または クラブチーム、道場、教室等で練習	 クラブチーム、道場、教室等で練習 (週末のみの活動もあり)	○横手リトルシニア野球 ○横手フットボールクラブ ○横手ルーポールクラブ
F 合同部活動 拠点校方式部活動	種目・分野別に他校と一緒に活動・練習 (学校で練習の場合もあり) 拠点校の部活動に入部して活動・練習	種目・分野別に他校と一緒に活動・練習 拠点校で活動・練習	・団体種目 ⇒地域クラブ展開を 目指す。

- ◆A⇒平日は学校部活動を継続しつつ、休日の活動について、できるところから段階的に地域に展開していく。中体連の大会に向けて活動を調整する。
- ◆BCDE⇒平日および休日の参加、参加する種目は本人の希望による。地域クラブ活動においても学校部活動のガイドラインに沿って活動する。
- ◆F⇒合同部活動・拠点校部活動は、地域展開までの暫定的な措置であり、将来的に地域クラブへの展開を目指す。

横手市における部活動地域移行 地域クラブ運営ガイドライン

地域移行に向けた環境整備 教育委員会

(1)地域クラブ・団体への参加者

- ・学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、スポーツ・文化芸術活動苦手とする生徒、障害のある生徒など希望するすべての生徒が対象

(2)地域の受け皿となる運営団体

- ・スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会・連盟、市スポーツ協会登録団体、クラブチーム、企業・民間事業者、道場・教室スクール、プロチーム等
- ・複数の学校部活動が合同で活動する団体

(3)地域移行の進め方

- ① 地域の実情に応じて可能なところから休日の地域クラブ活動の環境整備を進める
- ② 平日の活動は、休日の取組進捗状況を検証できるところから推進する

(4)大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格の見直し、後援や補助、施設貸与（減免）等の支援を検討
- ・教職員等の大会運営への従事およびサービスの明確化
- ・災害や天候等の健康・安全に関わる対応

地域移行の制度設計手順

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①協議会の設置・定期的な実施 | ⑦運営団体の「規約・方針」の策定 |
| ②推進計画等の策定と情報発信 | ⑧費用負担の軽減 |
| ③ニーズ・課題の把握・分析 | ⑨教員の兼職兼業や大会役員業務に係る制度 |
| ④地域クラブ等運営団体の設立 | ⑩生徒、保護者、関係団体、地域への情報発信 |
| ⑤指導者の確保 | |
| ⑥活動場所の確保 | |

地域クラブ認定制度

地域クラブ団体の運営

1 適切な運営体制の構築

(1)地域クラブ規約の策定・公表

- ・規約を策定し、入会前に生徒・保護者に説明し、理解を得る

(2)クラブ運営方針等の策定・公表

- ・県・市の方針を踏まえた運営方針を策定し、活動の方向性を示す

(3)競技団体や大会等への参加登録

- ・大会の参加資格要件等を確認する。中体連の大会に出場する場合は、前年度末に登録申請する

(4)会費の設定と適切な会計処理及びその公表

- ・生徒や保護者の理解を得て、可能な限り低廉な会費を設定する
- ・公正かつ適切な会計処理と情報開示

(5)保険への加入

- ・ケガ等を補償する、個人賠償責任保険に加入
- ・移動中や送迎中も適用となる保険を適用

(6)ガバナンスコードの策定・公表

- ・適正なガバナンス体制を確保し、開示して運営の透明性を確保

(7)相談窓口の周知

- ・生徒や保護者、地域住民等へ相談窓口を発信

(8)関係団体と連携

- ・協議会等へ参画し、情報共有と連絡調整を行う

2 適切な指導体制の構築

(1)指導者に求められる資質・能力

- ・生徒理解、コミュニケーション能力
- ・実技指導などの専門性、著作権侵害等の理解
- ・大会等の引率、大会役員等の業務、会計管理
- ・安全確保、市の方針・ガイドラインの遵守

(2)指導者資格の取得

- ・公的に認められた資格を有している人材の確保

(3)指導者としての質の保障

- ・生徒・保護者との関わり、生徒の心身の健康
- ・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶
- ・部活動説明会や指導者研修会、初任者研修会の実施

(4)指導者の確保

- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、県指導者人材バンクの活用
- ・ICTを活用した遠隔指導

(5)生徒の多様な活動への理解

- ・特定の種目等だけでなく、また、大会等での成績・実績重視だけでなく、生徒のニーズに応じた自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重

(6)教師等の兼職兼業

- ・円滑に兼職兼業の許可が得られる規定や運用

3 活動時間の設定と管理

(1)適切な活動時間や休養日等の設定

- ・身体的・心理的な疲労の蓄積を考慮し、休養を十分に確保する
- ・医・科学的観点に基づき、市の方針の活動時間や日数の基準に準拠する

(2)活動場所の確保

- ・公共のスポーツ・文化施設及び学校施設の活用
- ・学校施設の活用については、関係団体で協議し、連携を図る
- ・指定管理者制度や業務委託を取り入れる等、安定的・継続的な運営支援
- ・利用料の低廉（減免）等の負担軽減支援

(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・限られた時間の中で効果を上げる活動の工夫、タイムマネジメントを推進
- ・活動内容や休養日等を生徒や保護者に周知する
- ・有資格者など専門性の高い人材を招いての研修

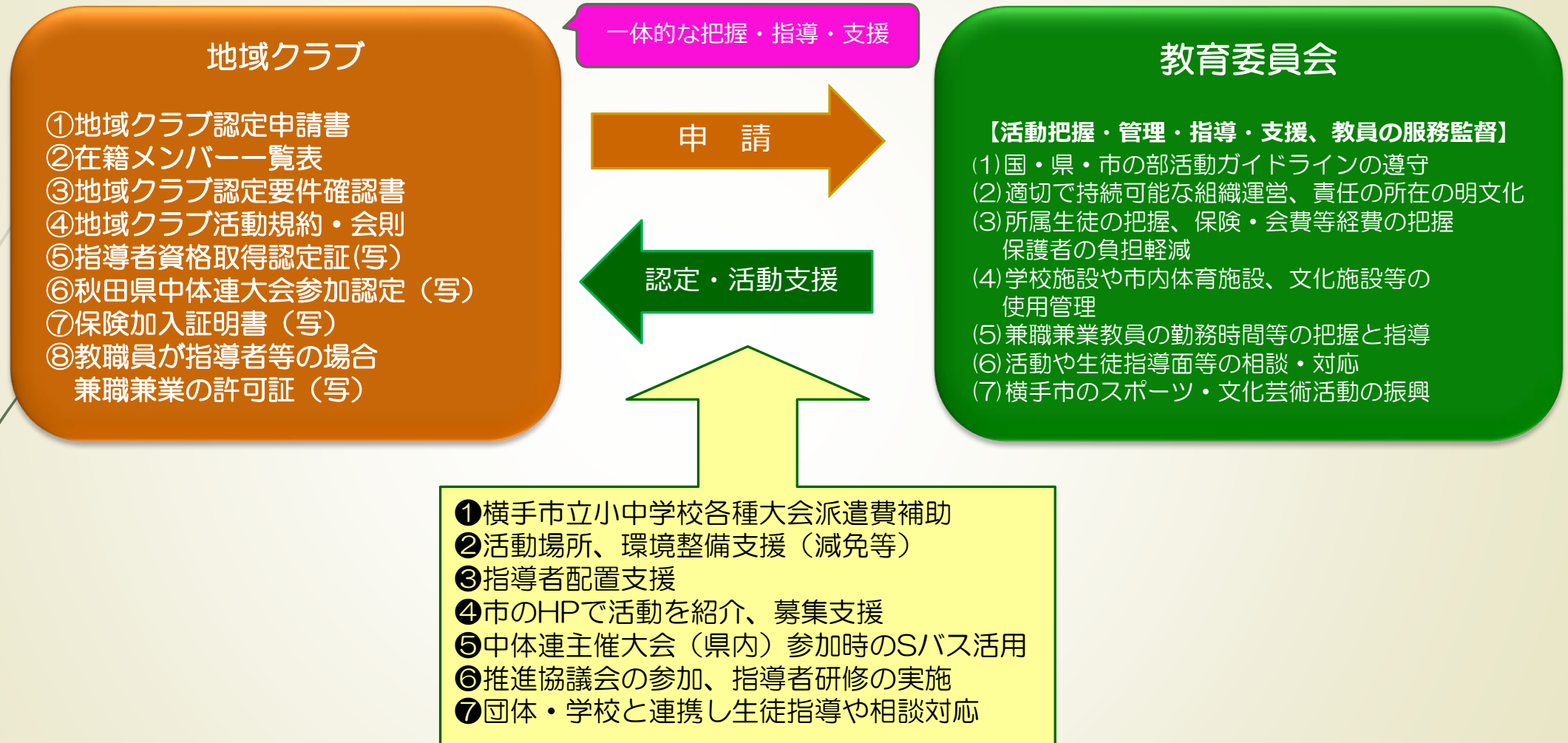
(4)学校等との連携

- ・生徒の活動過多・兼職兼業の許可を得た教員の指導過多を予防するため、学校と情報共有
- ・地域で実施されている活動や移行状況の発信
- ・共通理解を徹底し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障

3 横手市における部活動地域展開の手順

9

「地域展開に伴う地域クラブ認定制度」



4 地域連携・地域展開の現状 運動部

10

令和6年度 横手市立中学校・県立中学校 部活動部員数

2024年4月25日 現在

◎運動部

種 目		横手南		横手北		平鹿		増田		十文字		横手明峰		横手清陵		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計
軟式野球	平日	32	1	23	2	19		6	1	15	1	31				126	5	131
	休日							← 合同チーム →										
バスケット	平日	31	23	28	16	24	14	8	7	15	13	23	25	1	2	130	93	223
	休日							合同チーム 区域外		(7)					(秋季0)			
バレーボール	平日	23	17	12	21	12	15		9	18	12	13	11			78	85	163
	休日									秋季レンタル								
卓球	平日	17	25	19	10	16	14			18	23	13	6			83	78	161
	休日									男女合同活動								
ソフトテニス	平日	28	14	18	25	9	17	2	10	25	9	21	20		4	101	99	200
	休日							区域外		(2)					(秋季0)			
柔道	平日	9		3								6	4	5		23	4	27
	休日	土曜日 合同練習 (横手武道館) 実施主体：市中体連柔道専門部																
剣道	平日	10	7	4	4	2	6	3	2	スポ少2		16	8			35	27	62
	休日	6/22～11/9 土曜日計4回 稽古会 (横手武道館) 実施主体：横手市剣道連盟																
陸上競技	平日	27	16	16	11	19	14	21	7	9	9	21	9	4	3	117	69	186
	休日	11/9～2/22 土曜日計8回 (市内中学校体育館) ジュニアハイ陸上競技教室 実施主体：横手市陸上競技協会																
バドミントン	平日	7	3	2	3									6	13	15	19	34
	休日	平日・休日 活動 (横手北中体育館) 実施主体：横手バドミントンジュニアスポーツ少年団																
ハンドボール	平日			16						1						16	0	16
	休日			(3)						区域外								
水泳		3	3	1	1					2	1		1			6	6	12
スキー									1							0	1	1
計		187	109	142	93	101	80	38	30	102	68	144	84	16	22	730	486	1216
		296		235		181		68		170		228		38		1216		
加入率		59%		71%		69%		65%		61%		64%		47%				64%

モデルケース
剣道 R6～
陸上競技 R5～

地域クラブ
実施主体：スポ少

R6秋田県中学校総合体育大会 バドミントン
女子ダブルス第2位
東北大会出場

4 地域連携・地域展開の現状 文化部

11

R6 横手市立・秋田県立中学校 文化部員数

◎文化部

種 目		横手南	横手北	平鹿	増田	十文字	横手明峰	横手清陵	計
吹奏楽	平日	35	21	24	21	31	47	8	187
	休日							高校と合同活動	
合唱	平日	11							11
	休日								
美術	平日	30	31	26	11	30	43		171
	休日	活動なし	活動なし	活動なし	活動なし	活動なし	活動なし		
科学	平日	11	18	15		8	12	8	72
	休日	活動なし	活動なし	活動なし		活動なし			
文芸書道	平日	5							5
	休日	活動なし							
茶道	平日	8							8
	休日	活動なし							
ホームメイキング	平日	25							25
	休日	活動なし							
テクニカル メカトロニクス	平日	39						16	55
	休日	活動なし							
合 計		164	70	65	32	69	102	32	534

休日活動なしが多数。
地域展開はすすめられていない。

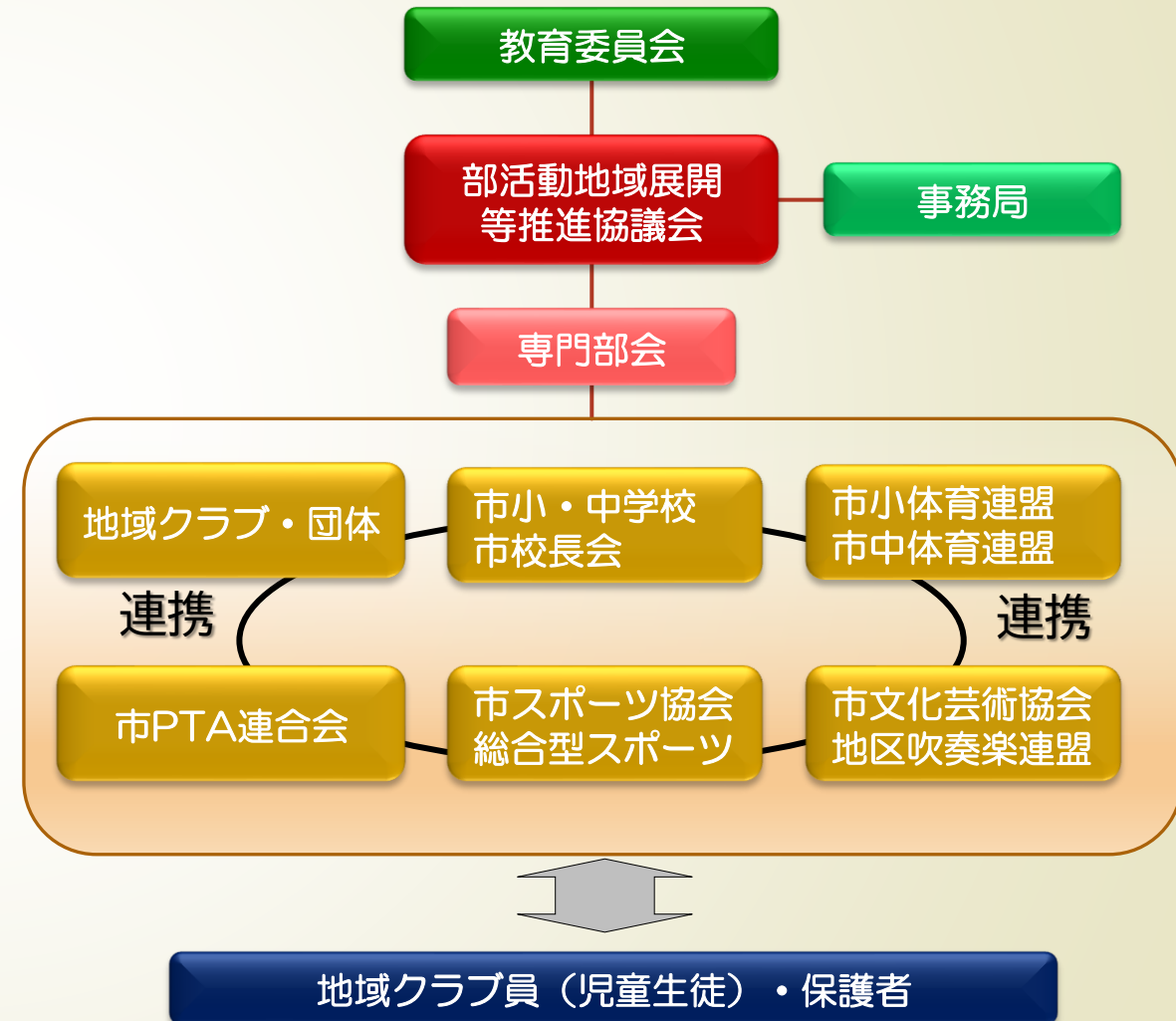
5 横手市部活動地域展開等推進協議会

12

設置要綱

- 1 設置の目的⇒部活動の段階的地域展開等の事業推進
- 2 協議会の事業・所掌内容⇒地域展開準備、運営、検討事項等を協議する
- 3 協議事項⇒ 展開推進の課題、環境整備、具体的施策等
- 4 協議会の委員⇒スポーツ芸術協会・連名、保護者等18名
- 5 会長・副会長⇒各1名を委員の互選より決定
- 6 会議の招集⇒会長が招集し、会長が議長(年3回予定)
- 7 専門部会⇒専門的な課題を具体的に協議する部会
- 8 関係者の出席⇒必要に応じて関係者の出席を求む
- 9 運営委員⇒市教委各課長が運営委員として出席
- 10 庶務・事務局⇒市教委に事務局を置く
- 11 委 任⇒必要な事項は会長が協議会に諮る

組織体制



6 まとめ ご理解いただきたいこと

- ▶ 部活動改革(地域連携・展開)は、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会の確保やニーズ拡大のために行うことであり、教師の働き方改革にも寄与すること
- ▶ 横手市としては、学校や地域の実情をふまえ、可能なところから休日の部活動を地域連携(合同・拠点校部活動)または地域展開(クラブ化)していくこと
- ▶ そのために一定のご協力をいただきたいこと(生徒・保護者への地域展開の周知、学校部活動と地域クラブ活動間で活動方針や活動状況、生徒に関する情報の共有に努めます)
- ▶ 地域クラブで引き続き指導に携わりたい教職員は、兼職兼業の手続きを経れば可能であること
- ▶ 「横手市部活動地域展開等推進協議会」を柱に、教育委員会各関係課と学校、地域団体と情報共有・共通理解・連携により地域クラブ活動を支援していくこと